

令和2年度(2020年度) 社会福祉法人真庭市社会福祉協議会 地域福祉活動団体助成

【募集要項】

○助成対象団体

次の要件を全て満たす団体及び^{注1)}NPO法人

- 真庭市内で福祉活動を行う団体
- 規約を有する団体
- 予算及び決算、事業計画及び事業報告が明確であること
- 政治・宗教活動・営利を目的としない団体
- 原則、市から補助金や委託金を受けていないこと

^{注1)}特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人



○対象となる事業・経費

市内で行う次にあげる事業を行うための必要経費かつ本会の他の助成事業の対象でないもの

- 高齢者・障がい者の自立、社会参加を支援する事業
- 子育て中の親などを支援する事業
- 要援護者を援助する事業

*助成事業の遂行状況等について調査を行うことがあります。

○対象外の事業・経費

- 飲食、交際費及び人件費など助成事業の遂行上直接必要としない経費
- 経理上余裕があると認められる団体が行う事業

○助成期間

- 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

○助成金額

- 1団体1申請、25万円を上限とする

○応募申請

- ①応募期間 令和元年12月2日から令和2年1月10日まで（当日消印有効）
- ②申請方法 地域福祉活動団体助成金交付申請書（様式1）に次の関係資料を添えて申請
 - 事業計画書（様式1-2）、事業予算書（様式1-3）、活動計画書（様式1-4）、助成内容内訳書
 - 参考として提出する書類（事業報告書・決算書・規約または会則・事業内容がわかる資料等）

○審査方法

- 申請書類による審査に加え、ヒアリング審査を行う

*必要に応じ申請内容についてお尋ねする場合があります。

地域の 支えあいの活動、 応援します！

地域福祉活動 団体助成

誰もが安心して暮らせる地域にするためには、地域の支えあいやボランティア活動など、小地域での福祉活動は欠かせません。真庭市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的に、市内で高齢者や障がい者、子育て支援などの福祉活動を行い、「地域福祉活動団体助成」を希望する団体を公募します。

○スケジュール

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

令和元年 12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	～	令和3年 3月	4月
← 応募期間 →		← 審査 →		交付決定	助成金交付	← 実績報告 →	
				← 助成事業実施 →			

○お問い合わせ・申請先

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会

本所（久世）

〒719-3201 真庭市久世2928
TEL (0867) 42-1005

北房支所

〒716-1433 真庭市下皆部248
TEL (0866) 52-2900

落合支所

〒719-3143 真庭市下市瀬558-1
TEL (0867) 52-1519

勝山支所

〒717-0013 真庭市勝山68-2
TEL (0867) 44-5091

美甘支所

〒717-0105 真庭市美甘4134
TEL (0867) 56-7008

湯原支所

〒717-0403 真庭市下湯原47
TEL (0867) 62-7111

中和支所

〒717-0513 真庭市蒜山下和1801
TEL (0867) 67-2757

八束支所

〒717-0503 真庭市蒜山富山根154-1
TEL (0867) 66-7151

川上支所

〒717-0602
真庭市蒜山上福田425
TEL (0867) 66-3920

